

屋外広告物の禁止地域，許可地域及び許可地域の種別の指定

平成14年3月29日

告示第162号

1 禁止地域

次に掲げる区域を禁止地域に指定する。

(1) 条例第3条第1項第2号から第4号までの規定による指定

文化財指定建築物から20メートル以内の区域とする。

ただし，塀，垣，道路，水路等で囲われている場合であって，建築物から20メートルを超えている敷地もその区域とする。

(2) 条例第3条第1項第9号の規定による指定

別表第1左欄に掲げる道路の同表右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各100メートル以内の区域

(3) 条例第3条第1項第13号の規定による指定

中庄駅北広場，中庄駅南広場，倉敷駅前広場，倉敷駅北広場，新倉敷駅前広場，新倉敷駅北広場，茶屋町駅前広場，児島駅前広場，水島駅前広場及び栄駅前広場

2 第1種許可地域

次に掲げる区域を第1種許可地域に指定する。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の全域

3 第2種許可地域

次に掲げる区域(第1種許可地域を除く。)を第2種許可地域に指定する。

(1) 別表第2山陽自動車道及び瀬戸中央自動車道(国道30号)の項のそれぞれ右欄に掲げる区間の本線車道から展望することができる本線車道の両側各500メートル以内の区域

(2) 別表第2山陽新幹線の項の右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各500メートル以内の区域

(3) 前2号に掲げるものを除き，別表第2左欄に掲げる道路又は鉄道の同表右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各100メートル以内の区域

前 文(抄)(平成14年12月10日告示第638号)
公布の日から施行する。

前 文(抄)(平成17年7月27日告示第490号)
平成17年8月1日から施行する。

道路	禁止地域	
	始点	終点
瀬戸中央自動車道 (国道30号)	亀山高架橋南端 (亀山地内)	県道玉野福田線との交差点 (曾原地内)
	正面山トンネル北入口より500メートル北の地点 (福江地内)	香川県境 (下津井田之浦1丁目地内)
(都)金光船穂倉敷線	字境 (玉島長尾地内)	市域境 (玉島道越地内)
	都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。	
(都)船倉曾原線	倉敷川右岸 (新田地内)	県道玉野福田線との交差点 (曾原地内)
	都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。	

別表第2

道路又は鉄道	第2種許可地域	
	始点	終点
山陽自動車道	市域境 (矢部地内)	市域境 (玉島道口地内)
		市域境 (鳥羽地内)
瀬戸中央自動車道(国道30号)	市域境 (西田地内)	香川県境 (下津井田之浦1丁目地内)
国道2号	市域境 (西田地内)	市域境 (玉島阿賀崎地内)
		都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。
国道429号	国道2号との交差点 (玉島阿賀崎地内)	国道2号との交差点 (中島地内)
	都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に接続する区間を除く。	
	山陽自動車道との交差点	市域境

	(西坂地内)	(西坂地内)
国道430号	市道王子ヶ岳登山道との交差点 (児島唐琴3丁目地内)	市域境 (児島唐琴町地内)
県道岡山児島線	市道石の塔線との交差点 (大畠2丁目地内)	瀬戸中央自動車道との交差点 (菰池2丁目地内)
県道鷲羽山公園線	県道岡山児島線との交差点 (下津井田之浦地内)	県道玉野福田線との交差点 (広江6丁目地内)
県道早島松島線	市域境 (鳥羽地内)	山陽本線との交差点 (鳥羽地内)
市道王子ヶ岳登山道	国道430号との交差点 (児島唐琴3丁目地内)	市域境 (児島唐琴3丁目地内)
山陽新幹線	市域境 (日畑地内)	字境 (玉島長尾地先)
	道口川右岸 (玉島道越地内)	市域境 (玉島道越地内)
山陽本線	道口川右岸 (玉島道越地内)	市域境 (玉島道越地内)
	字境 (西阿知町西原地内) 高梁川	字境 (玉島長尾地内)
宇野線	市域境 (茶屋町早沖地内)	市域境 (藤戸町藤戸地内)
伯備線	県道倉敷清音線との交差点 (青江地内)	市域境 (酒津地内)
本四備讃線	茶屋町駅 (茶屋町地内)	市域境 (藤戸町藤戸地内)
	市域境 (木見地内)	香川県境 (下津井田之浦1丁目地内)